国不建推第19号令和3年7月30日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

(公印省略)

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

建設業法において、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及 びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制 の禁止など契約の適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、 これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、 建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれがあります。

公共工事、民間工事にかかわらず、法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならないものであり、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月 策定。以下「受発注者ガイドライン」という。)を策定し、その周知に努めてきたところです。

今般、中小企業庁及び公正取引委員会が行った「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号)において、支払条件の改善に向け、手形サイトの短縮化や割引料等のコストを示すこと等が見直されたことから、「建設業法令遵守ガイドライン」(平成19年6月策定)のほか、受発注者ガイドラインについても所要の改訂を行いました。

貴団体におかれましては、受発注者ガイドラインの改訂の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対し、その周知と適正な契約締結及びその履行が徹底されるようよろしくお願

いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いします。

なお、受発注者ガイドラインは、国土交通省のホームページ

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html) に掲載しています。